16 川財財第 183 号
平 成 16 年 9 月 6 日

各 局 区 長 様

副市長　　東 山 芳 孝
副市長　　鈴 木 真 生

平成 17 年度予算編成について

平成 17 年度の予算編成は、次の方針に基づき進めるよう、通知する。

1　本市の財政状況と今後の見通し

わが国経済は、雇用情勢の改善が進み、所得も底堅く推移していることなどを背景に、企業部門で先行していた改善の動きが家計部門にも広がり、堅調に回復している。また、今後の見通しについても、長期金利や世界経済の動向が国内経済に与える影響には注意が必要であるものの、民間需要を中心とした緩やかな拡大期間が続くものと想定される。

本市においても、こうした状況の中、法人市民税が平成 15 年度決算見込み及び平成 16 年度予算において、それぞれ前年度と比べ増加するなど、明るい兆しが見えているところである。

しかしながら、市税収入全体として見た場合には、固定資産税の減少などにより大きな伸びは期待できず、一方、歳出においては、人件費がいまだに高い水準にあり、また扶助費や公債費が増大する傾向にあること、さらに特別会計や企業会計への繰出金が大きな比重を占めていることなどの影響により、**なお多くの収支不足額が見込まれることから、**予算編成段階においては、厳格な対応が依然として必要な状況にある。

このような中で、本市は、一昨年 9 月に策定した**「行財政改革プラン」**（以下、**「改革プラン」**という。）に基づき、毎年の収支不足額を埋めるとともに、中長期的には収支不足を解消することを目指し、継続して、行財政改革の強力な推進に取り組んでいるところであるが、その結果、平成 15、16 年度とも、削減目標を上回る成果を収めることができたものである。

しかしながら、平成 16 年度においては、市税収入が「改革プラン」における見込みを下回っており、さらに「三位一体の改革」による地方財政計画の歳

出規模の抑制により、臨時財政対策債も大きく減少したことなどから、減債基金からの借入金を「改革プラン」の収支フレームで想定した金額よりも、増額して対応せざるを得なかったところである。

平成 17 年度の市税収入も、**「改革プラン」上の見込みと比較した場合には、なお大きな乖離が生じる可能性が高く**（資料 1 参照）、さらに、これを補うべき臨時財政対策債についても、「三位一体の改革」をめぐる動向の中では非常に不透明な状況にあることから、引き続き厳しい状況が想定されるが、現在策定作業を進めている総合計画の構想実現に向けた実行計画を着実に推進するためにも、**全庁一丸となっての行財政改革の取組みが、なお一層強く求められるところである。**

平成 17 年度の予算編成においては、このような認識に立ち、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

2　予算編成にあたっての基本的考え方

平成 17 年度の予算編成にあたっては、新たな総合計画におけるまちづくりの基本目標の実現をめざし、引き続き行財政改革を徹底して推進することにより、極めて厳しい財政状況に対処するとともに、限られた財源を有効に活用しながら、行政が取り組む施策を厳選するものとする。

なお、予算は、「改革プラン」第 7 章に示す**「市政運営のガイドライン」**に基づき、**平成 14 年度に作成した「財政収支見通し」上の平成 17 年度歳出から、人件費、公債費及び法定扶助費を除き、一般財源ベースで９％**(平成 16 年度は 7％)**抑制することを原則**とする。（資料 2 参照）

● 予算編成手法の改革

[新たな総合計画との整合性の確保]

社会経済環境の変化の中においても、総合計画の実行性を確保するため、3 ヵ年の実行計画を作成し、基本構想に基づく施策の具体的な取組み内容及び成果目標を明示するが、平成 17 年度予算は、財政状況を踏まえた実行計画の初年度の内容を定めるものであることから、**「事務事業総点検“川崎再生 ACTION システム”」**（以下、**「ACTION システム」**という。）とも連携を図りながら、3 ヵ年の事業内容を視野に置いて予算調整を行うものとする。

［各局（区）における主体的な取組の強化］

「ACTION システム」の成果を十分に生かし、自主的な見直しを行うことを原則とする。

予算編成において、各局がより主体的に施策・事業の再構築を図ることができるよう、枠配分経費などの経費区分を適正化する。

市債の活用を検討する際には、新たに集計を行った**資料３の「款別公債費配分表」**により、将来の元金償還額及び利子支払い額の状況を把握した上で、**後年度負担に十分配慮**した事業計画を策定する。

「コスト削減奨励制度」については、特別会計、企業会計を含め、なお一層積極的な対応を図るものとする。

［地域課題を解決するための取組］

本年 5 月に出された「区行政改革検討委員会」からの提言を踏まえ、区役所が主体となって**「地域の課題を自ら発見し解決する」**という基本的な考え方に立ち、必要な措置を講じるものとする。

［予算編成会議による総合的、横断的な調整］

行財政改革の強力な推進と重点的かつ効果的な施策実施を図り、その結果を予算に反映させるため、**「予算編成会議」**を開催し、各局（区）連携による総合的、横断的な調整を行う。

［予算編成過程の公表］

予算編成過程の透明性を向上させるため、予算要求金額の公表を行うなど、引き続き取組を進める。

● 行財政改革の推進

「活力ある暮らしやすいまちづくり」や「共創的市民福祉社会」の実現に向けて、市場原理の活用や効率的な行政運営に努めるとともに、必要な市民サービスを充実・強化するという、「改革プラン」第 3 章に示す「行財政改革の基本的な考え方」に則し、引き続き徹底的な行財政改革の取組みを進めるものとする。

＜Ⅰ．行政体制の再整備＞

「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づき、効率的かつ効果的な行政体制の整備に向けた取組みをさらに徹底し、強化するものとする。

（主な見直し施策）

- 人件費の削減（職員配置の見直し、組織機構の再編・整備、人事給与制度の見直し）
- 公営企業の経営の健全化
- 出資法人の見直し
- 補助・助成金の見直し
- 債権確保策の強化
- 総合的土地対策の推進

＜Ⅱ．公共公益施設・都市基盤整備の見直し＞

「活力ある暮らしやすいまちづくり」を基本コンセプトに、費用対効果に基づいて事業の優先順位（プライオリティ）をつけて事業選択を行い、重点的な事業実施を図る。

＜Ⅲ．市民サービスの再構築＞

「共創的市民福祉社会」を実現するため、「真に必要な人に、必要なサービス」を効果的・効率的に提供できる仕組みを再構築するものとする。

（再構築の主な考え方）

- 市民参画による地域主体のまちづくりを最優先
- 社会環境の変化に合わせた施策の再構築
- 効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築
- 公平性の観点に立った受益と負担の適正化

３　予算要求にあたっての基準

「改革プラン」に示す**「市政運営のガイドライン」**を踏まえ、次の基準により予算要求するものとする。

（１）新たな総合計画の**「実行計画」**や**「重点戦略プラン」**を念頭に置きながら、**「ACTION システム」**による事業の総点検を行い、その成果を、予算要求に十分反映するものとする。

（２）事務事業の実施にかかるコストに留意し、**「民間でできるものは民間で」という考え方を基本**とし、積極的に民間活力の導入を検討するものとする。

（３）相互に関連し合う事業間の調整を行うとともに、**新事業手法の積極的な導入やコスト削減など将来の財政負担の軽減を図る**効果的・効率的な事業運営に努めるものとする。

（４）新規・拡充事業については、**スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底**し、既存事務事業の廃止等で対応するものとする。

（５）厳しい財政状況に対応するため、政策的経費（経常的経費を除く。）及び投資的経費については、新規・拡充事業を含め、一般財源ベースで**前年度予算比マイナス５％の範囲内での要求**とするが、新たな総合計画に対応したメリハリのある予算要求となるよう努めるものとする。

以上の方針に基づく細目については、先の予算編成作業指針に記す諸事項によるものとする。